

農機具更新共済重要事項説明書

この説明書は、農業共済組合の農機具更新共済への加入に当たり、あらかじめ承知おきいただきたい重要事項を整理したものです。よくご覧願いますとともに、この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧いただくか、農業共済組合にお問い合わせください。

1. 加入申込みと契約の成立

農機具更新共済の契約は加入される方が農機具更新共済加入申込書に必要な事項を記入・押印して申し込み、農業共済組合がその申込みを受諾したときに成立します。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金が支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかに農業共済組合に連絡をお願いします。（加入申込書の告知事項★印の告知内容をご確認ください）

2. 共済金の算定

災害共済金は、損害の額を基に、農機具の新調達価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。そのため、農機具の新調達価額一杯までの加入をお勧めします。

なお、損害を受けた農機具は1年以内に復旧して下さい。しなかった場合は共済金が減額されることがあります。

3. 共済金(災害共済金及び減価共済金)をお支払いする場合

農機具更新共済は以下の事故が発生した場合、災害共済金をお支払いします。
火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害、第三者による不可抗力のき損、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込、その他これらに類する稼働中の事故、台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火による損害を除きます。）

また、農機具更新共済では、上記の対象事故による災害共済金のほかに、全損などによる共済責任の終了または責任期間の満了に伴う経年減価を損害とみなし、減価共済金をお支払いします。

4. 損害防止及び事故発生のお知らせ

加入した農機具には通常すべき管理及び操作等の損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は軽減に努めてください。また、当該農機具に損害が発生したときは遅滞なく、農業共済組合に事故発生のお知らせをするとともに、事故確認が終了するまで農機具の破損箇所及び事故現場の保存にご協力願います。

5. 共済金を支払えない場合

契約期間中に発生した事故であっても、次のような場合には共済金を支払できません。

- (1) 加入者、法定代理人又は農機具の運転者の故意、重大な過失によって生じた損害
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- (3) 農作業以外の使用目的によって生じた損害
- (4) 加入した農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さびその他の自然消耗により生じた損害
- (5) 故障、凍結による損害又は消耗部品にのみ生じた損害
- (6) 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重大な過失による事実と反する通知
- (7) 「通知義務」、「告知義務」又は「重大な事由による解除」により契約を解除した場合
- (8) 損害調査等に必要書類の偽造・変造、調査の妨害及び支払い請求を3年間怠ったとき
- (9) 損害額が新調達価額の5%未満又は1万円未満の損害の場合…など

6. 重大事由による解除

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3) 農業共済組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

7. 契約期間中の異動通知

契約期間中に加入申込みのときと異なるような事実が発生した場合には速やかに農業共済組合にご連絡をお願いします。加入者がこの通知を怠ったときは共済金を支払えなくなったり、契約を解除・失効しなければならない場合があります。(加入申込書の通知事項☆印の通知内容をご確認ください)

- (1) 譲渡、解体、廃棄、改造、用途や格納場所の変更があったとき
- (2) 農機具に共済事故以外の原因による破損があったとき、農機具の危険が著しく増加するとき…など

8. その他のご説明

- (1) 超過共済による共済金額の減額
 - ア. ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、共済契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分について、ご契約日から取り消すことができます。
 - イ. ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、共済契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。
- (2) 共済掛金等の返還・追加
 - ア. 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等を返還又は追加請求をします。
 - イ. 解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

※農業共済組合は行政庁の指導のもと、事業の健全な運営と共済金の確実な支払いに努めておりますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。詳しくは農業共済組合にお問い合わせください。